

平成 19 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 19 年 8 月 20 日、午前 9 時 30 分から稲城市役所 6 階 6 0 3 会議室において、平成 19 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
浅水 博
安江 元治
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食	吉井 四郎
共同調理場所長	
生涯学習課社会教育係主査	小谷田政夫
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 2 8 議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 第 2 9 号議案
「平成 20 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (6) 日程第 6 第 3 0 号議案

「平成 19 年度教育費補正予算案（第 2 号）の提出について」

（ 7 ） 日程第 7 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成 19 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1 . 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思ひます。
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、浅水委員にお願いいたします。
次に日程第 2 . 「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 1 日と決しました。
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第 3 . 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

- 1 . 工事状況について
- 2 . 工事入札不調案件 (7 月 26 日 2 回目入札) について
- 3 . 稲城市公式ホームページへの教育委員会ページの追加について
- 4 . 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 . 担当者事業について
- 2 . 推進・連携事業について
- 3 . 研修事業について
- 4 . 生活指導関係について
- 5 . 都教委事業関係について
- 6 . 教育相談所関係について
- 7 . 教育センター関係について
- 8 . その他について

学校給食共同調理場

- 1 . 学校給食共同調理場運営委員会 (第 1 回) について
- 2 . 平成 19 年度 1 学期給食調理数について

生涯学習課

- 1．社会教育委員関係について
- 2．社会教育活動の振興について
- 3．青少年委員関係について
- 4．ふれあいの森関係について
- 5．青少年指導者養成について
- 6．青少年育成地区委員会関係について
- 7．芸術文化活動の振興について
- 8．新文化センター建設事業について
- 9．文化財の保護と普及について
- 10．生涯学習推進事業について
- 11．学校施設コミュニティ開放事業について
- 12．放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1．体育指導委員協議会関係について
- 2．スポーツ教室について
- 3．社会体育指導者養成について
- 4．体力づくり運動推進について
- 5．市民プール運営について
- 6．市立公園内運動施設管理運営について
- 7．中央大会派遣事業について

文化センター課

- 1．会議について
- 2．公民館主催事業の実施状況について
- 3．児童館主催事業の実施状況について
- 4．利用統計について

図書館

- 1．第3回図書館協議会について
- 2．第3回子ども読書活動推進計画検討会について
- 3．中央図書館行事について
- 4．城山体験学習館展示コーナーについて
- 5．子ども体験塾について
- 6．平成19年7月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4．第28号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてを、議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、教員一人ひとりの意欲を引き出し、資質能力の一層の向上を図り、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくために、職務の困難度や責任の度合いに応じた教員の職の分化を行う必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長から説明申し上げます。

学校教育課長 それでは、本案につきましてご説明させていただきます。まず、お手元にございます議案概要説明書をご覧ください。

概要といたしまして、学校教育が抱える課題がより一層、複雑、多様化している状況の中で、教諭又は養護教諭という同一の職にある者の間で、職務の困難度や、責任の度合いに大きな違いが生じております。

また、校長の職につきましても、学校ごとに抱えている課題の違いなどから、管理者として担う責任や職務の困難度に大きな違いが見られます。

そこで、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を新たに設置することにより、教育職員一人ひとりの意欲を引き出し、資質能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくものです。

それでは、議案書の稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。これに基づいてご説明させていただきます。本案につきましては、第5条の2といたしまして、追加するものがございませ

統括課長 第5条の2 学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長をおくことができる。という、できる規定になっておりますけれども、第5条に追加をする形になっております。

次に真ん中のところ、（主任教諭及び主任養護教諭）でございませ。ここに第7条の2の追加となります。学校に特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭をおくことができる。ということで、できる規定でございませ。第2号 学校に特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。これもできる規定になっております。この第7条の1項、2項を追加となります。

これに従いまして、条数の変更、文言の整理がございませ。

次の、（主任）のところ、第7条で、第2項が追加されたために、新の条文では「第7条の3」という条文がございませ。この関係で、次の、第9条第1項中、旧の条文で「第7条の2」としていたものを、新の条文では「第7条の3」になります。

その次の第10条の第1項、旧の条文では「第7条の2」としていたものが、新の条文では「第7条の3」に改正になります。

以上が改正の内容となります。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
指導室長。

指導室長 教員の異動に関して、さらなる補足説明をさせていただきます。統括校長を例にとりますと、統括校長の場合には、次の異動の際にも、統括校長の配置校に異動します。このような形で異動が行われます。ですから、A市で統括校長をしていた校長が、統括校長を配置しない学校に異動することはありえないと、いうことです。
同じ職同士で異動する、ということです。

委員長 説明が終わりました。
質疑はございませんでしょうか。
質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第28号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第28号議案は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5.第29号議案「平成20年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、平成20年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導室長から説明を申し上げます。

指導室長 それでは、第29号議案につきまして、補足説明を申し上げます。5月21日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書の採択要領についてご説明を申し上げたところでございます。その要領に示された手順のとおり、教科用図書審議会は調査研究委員会の研究報告に基づきまして、教科用図書について、審議をし、その結果につきまして、7月26日に、答申を行ったところでございます。

まず、ここで、審議経過を簡単に説明をさせていただきます。

第2回の審議会、7月3日に行われたものですが、第2回の審議会におきまして、各校の教科用図書調査研究委員会からの調査研究経過報告と、調査研究結果報告から行われました。各調査研究員会の調査研究結果につきまして、幅広い視野から、検討審議をし、本市の特別支援学級における教育実態から考えまして、教科用図書につきましては、採択本とすることが、望ましいという協議が、されたところです。

今、本市の教育実態から、と申し上げましたが、どのような教育実態かを具体的に申し上げます。本市の特別支援学級におきましては、通常の学級と特別支援学級が交流をする、という交流教育の推進を非常に強く進めているという実態が一つあります。もう一つが、特別支援学級に通っている子どもの保護者から要望等を聞いたところ、やはり、自分の子どもの学年の教科書というものを、手元に置かせてあげたい。というような強い要望もあります。これは、例年あることですが、本年度も更に確認したところ、同様な希望があった、ということです。

そのような教育実態を鑑みまして、先ほど申し上げましたように、採択本をすることが望ましいという審議結果になったということでもあります。

その結果、小中学校、全種目とも稲城市採択本をもって、答申をするという形に至ったということでございます。

これが答申までの経緯でございます。本日はこの答申内容に基づきまして、平成20年度の稲城市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ぜひともご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑、及びご意見をいただきたいと思えます。

質疑、ご意見等ある委員は挙手願います。

はい、稲垣委員。

稲垣委員 感想になりますけれども、稲城第三小学校、平尾小学校、稲城第一中学校、の三校を伺わせていただき、先生のお話を聞き、実際に授業風景を拝見させていただきました。そして、非常に交流教育が行われている、という実態も拝見させていただきました。また、先生方からも、保護者からもそういう要望が強いというお話も伺いましたので、採択本を使用するということがよろしいのではないかと思います。

委員長 はい、教育長。

教育長 それぞれの担当の先生方が採択本を使いまして、さらに子ども個人に対応できるように、教材づくりが入念に行われております。ですから、特別支援学級の先生方は、大変に子どもたちのためにご努力をされております。

委員長 他に質疑、意見ございませんか。

それでは、他に質疑、意見等がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

それでは、第29号議案「平成20年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」を採決いたします。

小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

最初に、小学校の教科用図書でございます。

検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。

はじめに、検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 ただいまの結果、検定教科書とする、が挙手全員でありました。
よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。

学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、小学校2校につきましては、学年相当の検定教科書とする、となりました。

続きまして、中学校の教科用図書でございます。

検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。

はじめに、検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 ただいまの結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。

学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とする、となりました。

ここで、以上の小学校・中学校で使用する教科書について、学校教育課長より採択結果の確認をお願いします。

学校教育課長 採択結果の確認をいたします。

稲城第三小学校及び平尾小学校の教科用図書は、
国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕。
書写は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔書写〕。
社会は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会〕。
地図は、発行者〔帝国書院〕・書名〔楽しく学ぶ 小学校の地図帳 4・5・6 年
初訂版〕。

算数は、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校算数〕。
理科は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい理科〕。
生活は、発行者〔日本文教出版〕・書名〔わたしとせいかつ〕。
音楽は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい音楽〕。
図画工作は、発行者〔日本文教出版〕・書名〔図画工作〕。
家庭は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい家庭〕。
保健は、発行者〔学習研究社〕・書名〔新・みんなの保健〕。

稲城第一中学校の教科用図書は、
国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕。
書写は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔中学書写〕。
社会につきましては、
地理的分野は、発行者〔帝国書院〕・書名〔社会科 中学生の地理 世界のな
かの日本 初訂版〕。

歴史的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 歴史〕。
公民的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 公民〕。
地図は、発行者〔帝国書院〕・書名〔新編 中学校社会科地図 初訂版〕。
数学は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい数学〕。

理科につきましては、

第一分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 1 分野〕。

第二分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 2 分野〕。

音楽につきましては、

一般は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の音楽〕。

器楽合奏は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の器楽〕。

美術は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔美術〕。

保健体育は、発行者〔学習研究社〕・書名〔新・中学保健体育〕。

技術家庭につきましては、

技術分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 技術分野〕。

家庭分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 家庭分野〕。

英語は、発行者〔東京書籍〕・書名〔NEW HORIZON English Course〕。

以上でございます。

委員長 以上で、採択結果の確認が終わりました。

第29号議案は、ただいまのとおり可決といたします。

次に、日程第6、第30号議案「平成19年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成19年度教育費補正予算について、補正をする必要があるので、本案を提出するものです。

主な補正内容は、指導室事業に関し、文部科学省の科学技術振興機構より、東京都教育委員会へ実施要項を提示し、それに基づき東京都教育委員会が、稲城市教育委員会へ委託する「理科支援員等配置事業」について、歳入歳出予算の増額補正するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明を申し上げます。

指導室長 お手元に、議案概要説明書をお開きいただきたいと思います。前段の部分はさきほど、教育長が説明申し上げた部分になりますが、下から四段目のところをご覧ください。この事業は、具体的には、小学校5・6年生の理科における観察・実験等の体験的な学習について、対象学級に配置し、教員は作成した指導計画の下に、教員の支援を行う事業であります。

さらに、具体的に申し上げますと、理科支援員、あくまでも、教員を支援するものであって、教員ではございませんので、単独で授業を実施することはできません。教員とチームティーチングのような形で、補佐として、入ってもらおうというのが、一つ大きなこととなります。

また、理科支援員の更なる仕事としましては、観察や実験等の実施の支援ということで、特に観察実験のときには、子ども一人ひとりに声かけをすることによって効果が上がってくる。そして危険な実験がありますので、その安全を確保する、というような意味から、観察実験器具や薬品等の取扱いなどを教員の指導の

もとに補佐をしたり、助言をしたり、という形をとることになっています。

また、観察実験等の準備や後片付けなどについても、この支援員が携わることができる、となっています。

この委託事業費ですが、実際には理科支援員には報酬という形で支払われることになっています。報酬の中身ですが、市の小学校5・6年生の学級数の14.63%の学級に、報酬を渡す、ということになっています。時間単位で言いますと、1時間1,000円、そして60時間分、プラス交通費。ということで、予算を計上させていただきました。この基準につきましては、都の教育委員会からの基準に合わせています。その結果、補正額としまして、お手元の資料に、歳入予算見積要求というものがございますけれども、573,000円が補正額として計上させていただいた額ということになっております。以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

はい、稲垣委員、お願いします。

稲垣委員 ただいまの補足説明で小学校5、6年のクラス数の14.63%、それぐらいが対象としてということですが、そうしますと例えば6年ばかりで全体にわたるとかそういう考え方、14.6%というのは都の方からの基準ということですが、これはどういう基準でなんでしょうか。

委員長 指導室長。

指導室長 都の方でどのような基準で14.63を出したかというのは明示されておりませんので、私から申し上げることはできないのですが、14.63%ですと本市では7学級程度になるのだらうというように考えられます。ですので、7学級にそれをつけるのか、又はそれをもう少し薄めて、もう少し多くの学級につける、ただしその分各学級での時数が減るという形で、運営をすることも可能ですので、これは今後予算をいただけることになった時点で、学校の実情等に応じて配分の仕方は考えて参りたいと思っております。申し訳ございませんが、14.63%の根拠につきましては私の方ではつかめておりません。

委員長 他にございませんでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

これより、第30号議案「平成19年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、「報告事項」です。

本日の報告事項は、「学校施設整備工事の契約状況について」、「野沢温泉村宿泊体験学習について」、「夏季休業中の各学校の状況について」、「学校の公文書の確認の結果について」以上の4件です。

まず、学校教育課長より、お願いいたします。

学校教育課長 「学校施設整備工事の契約状況について」これにつきましては稲城第三小学校の体育館大規模改修工事についてのご報告でございます。

前々会の定例会の中でも報告させていただきましたが、第三小学校の体育館大規模改修工事におきましては、第1回は6月13日行われましたが、不調に終わりました。第2回目の入札を7月26日に行いました。その結果でございますけれども、工期ですが7月の30日から19年3月31までということで、予定価格は税込みで1億3千112万4千円でございます。入札方法といたしましては、条件付一般競争入札として実施をいたしました。3社が入札しておりまして、入札の結果ですが、2回行いましてその結果、1億3千965万が最低入札額でありましたので、その結果、予定価格内に収まらないので、7月26日も不調という結果でございます。

今はそういった状況でございますが今後、本工事につきましては国庫補助金、安全安心な学校交付金というのがございまして、この運用を前提に計画をしております。すでに、補助金について内定の通知を受けているわけですがけれども、また工事内容を見直して、検討していきたいということでございますけれども、これら含めまして庁内内部の、また学校とも協議を、今、しているところでございます。現在のところはそういう状況でございます。

追加で、そういったことですぐに工事に入れられないということになるのですけれども、地震等の災害に対する安全対策などもございますので、そのことについても別途確認をし、協議をしていきたいと思っております。特にガラス等につきましても安全対策をしていきたいと考えております。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

委員長 指導室長。

指導室長 残りの点の報告を私の方から行ないます。

野沢温泉村の宿泊体験学習につきましてですが、先ほど行政報告の中で教育長からあったとおりでございます。大きなけがもなく、多少微熱程度の子どもが出

たというだけで、非常に成功裏に終わったということはいれしく思っております。

一つの例といたしまして、ある小学校のバスの中です、担当の指導主事がいっしょに乗ってきたのですが、その際に帰り際に野沢温泉村にもう一度宿泊体験学習に来たい人、手を挙げてくださいという質問を投げかけたところ、瞬時に全員が手を挙げたというようなことです。これは非常に子どもにとって有意義な経験ができたという証であろうということで、私も評価をさせていただきたいと思っております。今後、細かな点につきましては分析をし、課題点があれば明らかにしその解決策を探ってまいりたいと思っております。

今年は冬に中学生がまいります、その中学生は昨年夏に小学生としていった子どもたちでございます、初めて2年続けて行く年度ということで、その辺でまた大きな意味が出てくるだろうということで期待しているところでございます。ありがとうございました。

2点目ですが、夏季休業中の各学校の状況につきまして、現段階までの状況をご報告いたします。

まず、子どもに関する大きな事故、大きな問題等は今のところ報告は受けておりません。多少、車と接触をしてけがをしたというのはありましたが、すべて軽症ですんでおります。

また、学校で投石でガラスが割られたということも報告は受けておりますが、これも聞いてみたところ、周りの企業、会社等もやられておまして、学校だけではないということで現在警察が調査をしておりますけれども、特に学校の中で子どもたちがそういったものに絡んだという一切、情報は受けておりません。まだ10日ございますので学校の方に指導は徹底してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

それに関連しまして、ご承知のように、先日町田の方で熱中症による死亡事故という大変、不幸な事故がおきました。その情報を受けまして指導室としまして、各小中学校に宛てて、熱中症対策の通知を早急にFAXにて出したところであります。その中では当然水分補給等による事前の予防策を立てなさいということと合わせまして、各学校に配置をしておりますAEDの使い方等につきましてももう一度確認をしてほしい。また合わせまして、光化学スモックがここにきましてまた頻発しておりますので、その発令があった場合には、すぐに運動を止めるような対応をするというようなことで、綿密に対応をなさいたいという通知を流したところでございます。これにつきましては注意をしすぎるということはありませんので、今後も状況を見守りながら各学校に指導を継続してまいりたいと思っております。

次に3点目になりますが、学校の公文書の確認の結果についてご報告を申しあげます。2年前からになりますが指導室長、指導主事、また教職員系の事務系の係合わせまして、夏休み中に公文書の点検をさせていただいております。私が中心に行っている指導要録というものがありますが、それについて例を挙げてご報告をさせていただきますと、子どもの記録を次へ残していくという指導用録という公文書がございますが、その記入の仕方を私の方で各学校回って全員分のもの

のチェックをさせていただきました。

2年前の当初は、記録はとしてはあるのですが、具体性に欠けていたり、それが次の年へ繋げるための資料としては、不十分な記載がまだまだ多々見られました。ただ、このように確認に行くことによって、当然そこを指導して参りますけれども、今年の印象といたしましては、そのような学級が非常に減っていると。ただまだ雑な表記であるとか、多少具体性に欠ける表記とかがありました。そこは付箋を貼りながら、ここの部分はこのように書き換えていくように指導してほしいというように学校に指導をしてきたところであります。そのようなことの積み重ねによって徐々にではあるかと思えますけれども、内容が改善されたということは、この夏休み中の確認作業の成果であると私ども捉えておりますので、今後もそのような形で継続をしていきたいと考えております。

あと、大変恐縮ですが報告事項として挙げたあとに、出てきたものが2点ありますので追加をさせていただきます。

1点目は9月1日の防災訓練についてでございます。9月1日に市全体の防災訓練がありますが、今回は新潟中越沖地震の反省がありましたので、指導室としましては、ぜひ学校の教員にもその防災訓練に参加をしてほしいという形で、今年度は校長、副校長に参加をするように通知を流したところでございます。その中身としましては、これは市の消防署が中心に計画をしてくれているのですが、各学校の防災無線の使い方の確認をするということがございますので、校長又は副校長の1名を各学校に残しまして、防災無線の使い方を実際に実地訓練を行うということが1点です。もう一方の管理職を会場である向陽台小学校へ出向くようにさせまして、実際にどのような訓練が町の方々を対象に行われているのか、学校の管理職として知っておく必要があるということで、出向かせることにしました。

そういうことで、今まで、学校の教員は関わっていなかったのですが、今年度はそのような理由から、校長、副校長を中心に、学校によっては主幹等も含めて、この訓練に参加させていきたいというように考えております。

最後の報告でございますが、先ほど行政報告にもありましたが、8月3日に教育課題策定会議、学校長を集めまして実施したところでございます。その中で、今年度は、小学校のブロックに小学校英語活動について、今後、どのような方向性で稲城の英語活動を進めていったらいいのかという話し合いをしてもらいました。中学校には、中学校を一つのブロックといたしまして、部活動について。さらには、小・中合わせたそれぞれの中学校ブロックごとに、学校週五日制の土曜日のあり方について、学力向上について、教員研修のあり方について、トータル五点につきまして、教育課題策定会議のもと、協議をしてもらったということです。現在、その協議内容をまとめておまして、それをもう一度、学校長の集まる会議、つまり、教育課題策定会議に返しまして、約1ヶ月をかけて最終的に今後どのような形が望ましいかということで、答申として提出をさせる予定であります。答申が出た段階で、詳細はまたお伝えしたいと思いますが、そのようなことをこの夏休み期間中に行うことができたということをご報告させていただ

きました。以上です。

委員長 ありがとうございました。
 学校教育課長、指導室長より報告がございました。
 質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。
 はい、稲垣委員どうぞ。

稲垣委員 さきほど、報告がございました稲城第三小学校の体育館大規模改修工事の入札が不調に終わったということですが、国庫補助金を受けられるということで、年内竣工を目指しているということですが、あまり延びてしまうと、その期限がきってしまうかもしれませんので、ぜひ、学校の安全のためにも早急に、その内容等の検討をしていただき、実行できる方向に持って行っていただきたいと思います。

委員長 他には。
 それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
 これにて閉会といたします。

(午前 10 時 42 分閉会)